

第35回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年5月26日(水)午後2時00分～午後3時16分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階大会議室

(農業委員)

1番	水田 勇	3番	林田康徳	4番	山下勝也	5番	松川 正
6番	寺田健蔵	7番	植木健太郎	8番	永池弘美	9番	岡本敬一
12番	岩永豊一	13番	山口繁富	14番	長橋世紀	15番	太田香代子
16番	多比良豊徳	17番	山本幸彦				

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番	大平幸博	20番	北岡新市	21番	内田一郎	22番	本多利任
23番	中村修治	26番	太田義基	27番	本村龍次	28番	寺田秀則
30番	末吉秀明	31番	伊藤忠雄	32番	田中八郎	35番	松尾和昭
38番	神崎好史	39番	中村康弘	40番	原田久也	41番	野原重光
42番	楠田耕三	43番	寺田俊秀	44番	末續公徳	47番	宮崎陽一
48番	相良栄一郎						

4 欠席委員

(農業委員)

10番	平 光正	11番	小川一英	18番	中野裕二
-----	------	-----	------	-----	------

(農地利用最適化推進委員)

24番	井村正則	25番	井村秀裕	29番	田浦康智	33番	相川 徳
34番	山口俊一	36番	荒木登司郎	37番	岡田裕弥	45番	宮崎 努
46番	木下勝徳						

5 議事録署名委員 16番 多比良豊徳 17番 山本幸彦

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
佐藤佳奈

[日 程]

議案第198号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第199号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第200号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第201号	農用地利用集積計画の決定について
議案第202号	南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について
議案第203号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案第204号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

- その他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） 定刻になりましたので、ただいまから第35回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、10番平委員、11番小川委員、18番中野委員、25番井村推進委員、29番田浦推進委員、33番相川推進委員、34番山口推薦、45番宮崎推進委員、46番の木下推進委員から欠席の届けがっております。まだ、出席されていない推進委員もおられるようですが、出席農業委員数は15名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 本日は、第35回の南島原市農業委員会総会ということで、ご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

4月28日に民法等の一部改正する法律が公布され、公布後2年以内に施行されることになっております。相続登記の義務化や民法の共有物の管理関係が改正されております。農家からの相談内容によっては、今までの回答に影響するものも散見されますので、注意が必要であると思っております。

さて、先日20日、長崎県下の農業委員会会長・事務局長会議がウェブ会議で開催されました。会議では、令和3年度の農業委員会活動の重点事項が協議され、農地の集積、荒廃農地の解消対策、農業者年金加入推進、全国農業新聞の普及拡大について、市町ごとの数値目標が決定されました。概要につきましては、事務局から説明があると思いますが、委員会が1年の活動の中で1件以上の報告を行えるように取り組むことになりました。目標達成に向けて皆様のご協力をよろしくお願いたします。

また、総会終了後に、昨年度、市長宛てに提出した意見書の回答をいただける機会を設けておりますので、最後までよろしくお願いたします。

それでは、事務局長から農業委員18名中、出席委員、現在15名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に16番多比良委員、17番山本委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第198号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） こんにちは。議案第198号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

2ページをお願いたします。

使用貸借1件、4,532平米、賃貸借1件、4,349平米、贈与3件、1万1,297平

米です。

(議案第198号 番号1～5を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番、2番、3番は深江の案件であります、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 4番、5番は有家の案件ですけれども、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。はい。

皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第199号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第199号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

資料4ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇、土地の表示、深江町〇〇、地目田、地積314平米、利用の目的、敷料置場、もみ殻やおがくず等の畜産用の敷料置場として利用したいということです。

本案件の農地区分は、農振農用地の農業用施設用地に指定されております。本案件は、農振法の軽微な変更の手続が令和3年5月13日に完了したことにより申請されております。

本申請地につきましては、申請があつております3941番1のほかに隣接の土地が山林と宅地がありまして、そちらのほうの一部を利用した形で総面積が376平米となっております。

申請地は、牛舎用の敷料置場としてコンクリート舗装を考へてあり、仕上げ面積が376平米です。雨水につきましては、紙の地図で言いましたら右側のほうの道のほうを使って、この下のほうにありますけれども、河川のほうに流れていくようなことになっております。資金につきましては全額自己資金で賄われます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。5月24日午前10時40分頃より〇〇委員、それから〇〇委員、それから事務局3名、合計6名で現場を見てきました。場所につきましては、広域農道沿いの深江町の〇〇より山手側に500mぐらい入ったところで、ちょうど上のほうに〇〇があります。〇〇から現場まで約300mのところだったと思います。現場を確認して見てきましたけれども、

その牛舎の上の場所、赤い印がついているところですけども、そこを敷料置場として利用したいということで、全く問題がないのではないかというふうに見てまいりました。それで水についても、向こうの今、矢印がついていますけれども、そこのほうから道路を経て河川のほうに流れるようになっていきますので、雨水の対策も全く心配ないというふうに見てまいりました。皆さん方のご協議よろしくお願ひします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員と見てまいりました。何ら問題ないと見てまいりました。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第200号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第200号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

番号1、譲渡人、雲仙市の〇〇から、譲受人、西有家町の〇〇へ、土地、西有家町〇〇、地目畑、地積201平米、転用の目的は一般住宅用地であります。現在、借家住まいのため持家を建設したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期は許可あり次第ということになっております。期間は永久です。

本件の農地区分は、市街化の傾向が著しい地区に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われれます。

申請地に木造平屋建ての建築面積65.7平米です。雨水は道路側溝へ放流の予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては自己資金及び借入金により賄われます。以上です。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日9時20分頃、〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名、計6名で見てまいりました。見られたとおり、ここは〇〇から山手のほうに登りまして2つ目の交差点を左に曲がって、また次を右に行ってすぐのところですよ。両方家が建っています。裏のほうに荒地がありますけれども、これも宅地だそうです。ですから、周りは、宅地でありまして、また雨水も前の道路の側溝に流すということで、何も問題はないのではないかなというふうに見てまいりました。ご審議をお願いします。

議 長 現地調査員の報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員さんの説明があったとおり、皆さん見てもらえば周りが住宅地という形で、ここに家が建たないのがおかしいぐらいの場所になっておりますので、別段問題はないというふうに見てまいりました。

議 長 ありがとうございます。周辺が宅地ということですね。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 番号2について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、資料のほうの修正をお願いいたします。譲渡人の〇〇の住所が北有馬町〇〇と書いてありますけれども、修正をして〇〇に修正をお願いいたします。

譲受人が加津佐町の〇〇、土地が北有馬町〇〇、地目畑、地積2, 947平米になっております。転用の目的は牛舎の用地、事業を拡大されるために牛舎を建設したいということであります。権利の内容は売買で、時期は許可後、期間は永年となっております。

こちらにつきましては、農地区分が農振農用地の農業用施設用地に指定されております。農振法の軽微な変更の手続が令和3年5月13日に完了したことにより申請されております。

申請地に鉄骨造平屋建ての牛舎を建築面積1, 062. 5平米で、肉用牛、180頭入るよう計画をされております。隣接する農地側にはブロック塀を設置予定です。なお、隣接所有者につきましては同意を得ているということでございます。雨水につきましては、建物の両サイドにU字溝を設置し、こちらのほうから最後は隣接する山林に流すということであります。汚水につきましては吸水材を使用する予定となっております。資金につきましては自己資金により賄われます。以上です。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。5月24日2時20分頃、〇〇委員と私と、〇〇委員、これに事務局4名、それに会長も来ていただいて現地を見てまいりました。場所につきましては、北有馬小浜線のほうの交差点である〇〇から口之津のほうに行って800mほど行ったところに〇〇という自治会で〇〇の倉庫がありますけれども、そこから入った奥まったところ。ここに既に白い屋根の牛舎が建っており、私と同級生の〇〇氏が牛舎を建てて飼育牛を飼っていたんですけども、今、〇〇と一緒に、〇〇氏は〇〇の従業員となって今やっております。この横の隣接地に新しく〇〇が増頭して180頭の牛舎を建てるということでありまして見てまいりました。一番心配だったのは、ここは農地だったところはこれだけ屋根をつけて、それを雨水が、汚水については吸水材ですということの問題ないと思いますけれども、今まで浸透していた雨水が今度は一挙に流れる。これだけの長さ85mの屋根を雨が流れるとなるとかなりの量が流れるということでありますので、今までも全体の牛舎の屋根とかは自然浸透とプラスの下のほうの山のほうにずっと今まで流していたということであったので、雨水についてそれが一番心配ということでも許可を取ってくださいということで話をしてきましたら、その下の問題は今まで流していたというのも、全て〇〇の所有の山であって、何らほかの外部の方の迷惑をかけるようなことではないということで返事がありましたので、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇です。先ほど〇〇委員から説明があったとおりでございます。別に私も問題ないと考えております。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 番号3についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

譲渡人、加津佐町の〇〇から譲受人、加津佐町の〇〇へ、土地、加津佐町〇〇外2筆、合計792平米になります。転用の目的は農家住宅用地になっております。現在住居としている自宅が老朽化し、また、シロアリ被害もあるため、申請地に農家住宅を建築したいという目的であります。権利の内容につきましては、〇〇との交換、時期については許可あり次第、期間は永久となっております。

こちらにつきまして、本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

申請地は、農家住宅で木造平屋建て、建築面積126平米と倉庫、平屋建て72平米となっております。雨水につきましては自然流下と、この雨水の放流場につきましては、申請地内を通して排水を下の、地図のほうでいきますと南側のほうの道路を伝って今現在お住まいの〇〇の自宅を通して、その東側にある水路のほうへ流すということになっております。汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、塩ビ管を經由し、同じ水路のほうへ放流予定となっております。資金につきましては自己資金及び借入金により賄われます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。報告します。5月24日、〇〇委員さんと私、それに事務局3名で、計5名で見てまいりました。内容は、先ほど事務局のほうからご報告がありましたけれども、まず排水ですけれども、浄化槽の排水は塩ビ管を私道を通して、現在の自宅に既存の排水溝がありまして、そこに流すということで、それは川に通じていて別に何も問題ないということでした。排水の面は別に問題ないと見てまいりました。それに周りの農地にも特段悪影響を与えるようなことはなく、隣接地の農地もみんな自分の所有だということで、下の山林も申請者の方の土地だということで、別に何も問題ないのではと思って見てまいりました。以上です。

議長 現地調査員からの報告でしたが、場所を言ってなかったですね、場所をお願いします。

〇〇番〇〇委員 場所は国道389号線からグリーンロードがありますけれども、グリーンロードを10分ぐらい走って、それから〇〇へ行く市道がありますが、市道を山に向けて七、八百m下ったところですよ。順序が逆ですみません。

議長 分かりました。現地調査員の報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇委員から、生活排水は、パイプを通してということでしたけれども、雨水は自然流下ということの説明だったと思いますけれども、それは大して何ら問題なかったのでしょうか。〇〇番〇〇委員お願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。雨水につきましても、今の赤で囲ってある下の矢印のあるところのそこから石垣がありますけれども、今ある自宅のところまでパイプを通して、そのまま今現在の屋敷の中に側溝までパイプを全部つないでそこに流すということでありましたので、全部自分の所も私道である。今、車が止まっているところも私道でありますので、そこにパイプを通してそのまま今の自宅まで持って行って排水溝に流すということでありましたので、何ら問題はないと

見てまいりました。以上です。

議長 ○○委員、生活雑排水のパイプということでお聞きしましたけれども、雨水に関しては自然流下というふうな説明だったと思いますけれども、それで大丈夫かということをお伺いしているところですが。

よろしいですか。では、○○番○○委員、そのところをもう一回説明をお願いします。

○○番○○委員 雨水は自然流下ということでした。あふれた水もこの塩ビ管を通して流れるから別に問題ないんじゃないかと見てまいりましたけれども。

議長 分かりました。自然流下も生活雑排水のパイプに入ることですね、主に。

○○番○○委員 はい。そうです。

議長 分かりました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当と認め県へ進達いたします。

先ほど2番に関しては、私がちょっと勘違いをしておりました。農振農用地の1,000平米を超える農地の転用案件でありましたので、直接県に進達するわけではなく、先ほどの2番の案件、1,000平米を超える牛舎の件ですけれども。農業振興地域内の農用地内の農地で1,000平米以上の転用許可申請であり、県下の農業委員会の申合せで長崎県農業会議に諮問することになっておりますので、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達することといたします。訂正して付け加えをいたします。

次に、**議案第201号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) 失礼します。農政班の○○です。

議案に入ります前に差替えをお願いしたいと思います。

議案第201号に関しまして、皆様に送付した後に字句の間違いが、面積の修正が見つかりまして、今回、別紙に9ページから13ページの計5枚の差替えをさせていただきます。

確認不足のため、皆さんにご迷惑をおかけしておわびを、今後注意して扱ってまいりますので、差替えしたほうでご確認をいただきたいと思っております。

また、もう一点変更点が今回ございます。13ページのほうをお開きしてよろしいでしょうか。差替え分の13ページで、これは今までは昨年9月より農地台帳のシステムが変更になりまして、システムの都合上、中間管理事業の農用地利用集積の一括方式分につきましては、別議案、番号を変えて調整させていただいておりました。今回、全体的に修正がありまして、同議案番号で今回上程をさせていただきます。以後、この13ページのとおり同議案番号で農用地利用集積計画の決定についてということで、括弧書きのところに中間管理事業(一括方式分)という形でご提案のほうをさせていただくような形になりますので、ご了承をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 変更説明でありました。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、第201号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

まず、ページにつきましては、差替え分ではなくて8ページだけは差替え前のものをご覧ください。

さい。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規7件、1万6,079平米、再設定が17件、3万4,460平米の計24件の5万539平米です。使用貸借権が新規1件の16平米、再設定が4件の5,830平米の合計4件の5,846平米です。所有権移転につきましては4件の3,904平米です。そして中間管理事業の一括方式分が賃貸借権が新規で1件989平米で、使用貸借権が新規2件の1,335平米となっております。

それでは、個別案件を朗読いたしますが、再設定につきましては朗読のほうを割愛させていただきます。

(議案第201号 賃貸借権 番号1～6新規設定、使用貸借権 番号24新規設定、所有権移転 番号29～32、中間管理事業(一括方式分) 番号33～35新規設定を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。

議長 先ほど説明がありましたとおり、中間管理事業の一括方式も含めた部分の説明でありましたが、皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 番号22と23の期間借地の作物は何ですか。

議長 事務局よろしいですか。

事務局(〇〇) 22番、23番につきましては、表の分を所有者の方が水稻を作って、〇〇はタマネギ、〇〇はレタスです。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかに質問等ありませんか。

(「はい」との声)

議長 ほかにご意見がありませんので、議案第201号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、議案第202号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第202号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について、14ページをお願いいたします。

今回、除外の案件が2件となっております。

1番から読み上げます。番号1、深江町の〇〇、土地、深江町〇〇の一部外で、面積合計が497平米となっております。申出の理由ですけれども、子供の一般住宅用地として利用したいということになっております。

場所は〇〇から100mほど北西に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われますが、その特例として住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。

次に2番です。南有馬町の〇〇、土地、布津町〇〇、地目畑、面積1,821平米になっております。申出の理由としては、アパート5棟を建築したいということであります。

〇〇庁舎から450mほど北西に位置し、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある

農地の区域で、南島原市役所〇〇庁舎よりおおむね周囲500m以内の区域であり、第2種農地とされます。

以上、1番、2番の除外の案件につきましては、立地基準上は転用可能とされます。以上でございます。

議長 事務局の説明がありました。皆様のご意見、ご質問等ありませんか。

除外ということです。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 ご意見がありませんので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告します。

次に、議案第203号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案について説明いたします。

実績関係のみ朗読をしたいと思います。資料の16ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化ということで、2番の目標及び実績で、今年度の目標が2,800haということでしたが、実績につきましては2,544haで、新たに集積が図られた面積として、昨年は高収益作物支援交付金の関係で面積が多くなっており、90.3haが新規実績となっております。

3番の活動実績につきましては、令和2年10月と11月に人・農地プランの集落説明会に委員さんも出席していただいております。市の農業委員会広報誌で3年3月頃に利用集積関係についての周知を図っております。

次に、17ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとするものの参入促進ですが、2番の目標が6経営体に対して、実績が6経営体ということで達成をしております。参入面積につきましては、4haを目標としておりましたが、2.31haにとどまっております。

3番の活動ですが、農林課のほうで就農相談をされておまして、それと同時に事務局も農地の貸し借りについて一緒に活動を行っております。

資料の18ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価ということで、解消目標、40haに対して解消実績が8.7haにとどまっております。

3番の活動ですが、実績が利用状況調査を7月から8月に農地の現地パトロールに行っていたおまして、取りまとめを9月から12月、意向調査に関しましては、2月から3月に新たに発見された遊休農地の所有者のほうに意向の確認をしております。全部で359筆の26haとなっております。

19ページをご覧ください。

違反転用への適正な対応ですが、今年度は最終的に違反転用の把握面積が0.07ha、この案件につきましては、昨月の4月の総会で追認許可相当と上がっていた0.07ha分になります。活動実績につきましては、農地パトロールについて広報誌に掲載と、違反転用の案件につき

ましては、転用の追認等で面積を把握した分につきましては、追認許可相当ということで処理をさせていただきます。

21ページをご覧ください。

農地法によりその権限に属された事務に関する点検といたしまして、昨年は農地法3条による許可は47件、転用に関する事務としては66件、審議をしていただいております。

22ページをご覧ください。

農地所有適格法人からの報告につきましては、法人の事業完了後3か月以内に農業委員会、農地を耕作している農業委員会に届出をする報告がありますが、その分につきまして期限内に提出を出されている法人が7法人、期限後に提出された法人につきましては11法人、提出がなかった法人が6法人あります。6法人の内訳につきましては、1法人、深江の「〇〇」ですけれども、解散予定ということで報告を受けております。その法人につきましては、農地の権利の貸借のみだったので、解約の指導のほうを行っていきたくて思っております。6法人のうち2法人は休業中ということで、加津佐町の「〇〇」と西有家町の「〇〇」が休業中ということで、この分についてとあと3法人はまだ調査中、報告がない旨の調査をして、また再度提出のほうをお願いしたいと思っております。残りの3法人が有家町の「〇〇」と島原の「〇〇」と有家の「〇〇」の3法人からまだ出されていないという状況です。

4番の情報提供等につきましては、昨年5月に賃借料情報ということで497件の調査をしまして市のホームページに掲載しております。農地の権利等の状況把握につきましても、同じく令和2年5月に442件把握しております。農業委員会で整理してあります農地台帳につきましては、整備対象農地が6,722ha掲載されております。

私からは以上です。

議長 事務局より説明がありましたけれども、何か皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

特に意見もないようですので、原案どおり認めることに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないですので、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案どおり認めることに決定いたします。

議案第204号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の23ページをご覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

今年度、4月1日現在の数値が2020の農林業センサスの値が確定したことから数値が若干変わっております。農家戸数が2,576、総農家戸数となっております。その他については調査した数値になりますので、後でご確認ください。

24ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化ですが、目標を2,600ha、昨年より56ha、うち新規集積面積30haと考え、計画を立てております。活動計画については、市の広報誌やホームページを活用して農地利用集積計画による利用権設定の制度や中間管理事業について随時周知を図っていく。農業者を対象とした会議等を捉え、推進・確保に随時努める。

次、新たな農業経営を営もうとする者の参入につきましては、今年度も前年同様6経営体、2番ですけれども、6経営体の4haの面積で、活動計画につきましては、農林課と連携し、就農

相談等に関する情報提供を随時行っていきたい。

25ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置ということで、目標及び活動計画ですけれども、解消の面積を市で年間18ha解消するという目標を持っていますので、農業委員会としても同じ数値を使って18haを解消していきたいと。毎年行っております農地の利用状況調査、農地パトロールですが、今年も7月から8月、改選がありますので、若干時期につきましては流動的になるかと思いますが、そのときは、よろしくお願ひしたいと思います。それを取りまとめて意向調査を早ければ11月、調査の取りまとめを1月から2月に行いたいと思っております。

違反転用への適正な対応ですが、昨年度末が0.07ha、これにつきましては4月の総会で追認ということで今現在はゼロとなっております。今後も活動計画といたしましては、今度の農業委員会だよりのほうに転用には許可が必要ですよというチラシなりを折り込んで発行して周知を図っていききたいと思っております。

私は以上です。

議長 2020年度のセンサスによって農家の数字が変わったということですがけれども、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がないようですので、原案どおり決定することで異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議ありませんので、令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)については原案どおり決定いたします。

次に、26ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

27ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

28ページ、**農地転用許可不要案件届出について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農地転用許可不要案件届出について、28ページをお願いいたします。

番号1、布津町の〇〇で、土地が布津町〇〇の一部、地目が畑、地積が386平米のうち19.69平米を転用、転用の目的につきましては、畑に入るための進入路となっております。

場所は、布津町の〇〇地区にあります国道沿いの農地で三角形の土地となっております。そちらのほうに国道に出るのも危ないということと、作業も含めて進入路を確保したいということでございます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも5月24日午前10時15分頃より〇〇委員さん、それから〇〇委員、それから私、事務局3名、合計6名で現場のほうを確認してまいりました。今説明がありましたように、場所ですけれども、国道251号沿いの布津の〇〇バス停より有家側に100mぐらいバックしたところで、三角の畑のところですよ。そこでその畑の進入路をコンクリートの舗装で進入路を舗装したいということでの届出がありまして、全く問題はないのではないと思って見てまいりました。ただその畑はかなり傾斜がひどいものですから、水の流れが今車が止まっています下の畑に入らないように、できれば国道の側溝にある程度その雨水が流れるような対策を取られたほうが良いのではないのでしょうかというようなことで、業者と相談しながらやっ

てくださいということをお願いしてまいりました。この転用と申しますか、この届けについては全く問題ないというふうに思っ見てまいりました。皆様のご協議よろしくお願ひいたします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。進入路の確保ということで、国道沿いでもありますし、安全性も確保できて別段問題ないと思ひます。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理します。

次の2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 29ページをお願いいたします。

番号2番、届出人、有家町の〇〇、土地、有家町〇〇の一部、地目畑、地積1,324平米のうち転用面積が90平米であります。届出の事由につきましては、農業用倉庫を増築したいということです。今現在、申請地の東側のほうに既存の農業用倉庫がありますけれども、倉庫を増築したいということでございます。増築して農業用トラック及び農機具を収納したいということでございます。以上です。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日9時50分、〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は有家町の農免道路、それから上がりまして〇〇というところがあります。あそこら辺、場所はちょっと狭いですが、この上が地主さんの自宅、それから倉庫ももちろんそうですが、その下のハウスも同じ地主さんということで、何ら問題はないというふうに見てまいりました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からの意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど説明のとおり問題ないと思ひます。今回の農業用倉庫については、水を使わないということですので、排水等に問題もなく、何ら問題ないと考えております。以上です。

議 長 既存の倉庫を増築したいということですが、新しくトラックまたは農機具を取得された状況で拡張されるのでしょうか。既存の倉庫はいっぱいで入り切らない状態なのですか。そこまご覧いただいていますか。

〇〇番〇〇委員 そこら辺は聞いていなです。多分そういうことじゃないかなと思ひます。

議 長 分かりました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がありませんので、異議なしということで届出を受理します。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 30ページをお願いいたします。

番号3、届出人、南有馬町の〇〇、場所が北有馬町〇〇の一部です。地目が畑、地積が1,359平米、転用面積が104平米になっております。転用の目的は、〇〇でブルーベリーのプロット栽培をするということで、液肥かん水給水設備を設置したいということになります。

場所につきましては、〇〇というところでもありますけれども、すぐ近くに営農型太陽光発電施

設があります。以上です。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。5月24日1時40分ぐらいに、〇〇委員と私と〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。ここは〇〇を設置するというので、2月でしたか、許可申請がありまして、今日初めて設置されてから行ったのですけれども、非常に営農型ということでこの下に何か作物をと思っていたのですけれども、行ったら非常に明るくて、その日が曇り空であったのですけれども、天気がよかったら下で作物を栽培しても本当に何ら問題はないのではないかと、実際に完成した営農型を見て初めて感じまして、それで今あるタンクをああやって2か所設置したいと。下のほうにボーリングを掘って、そしてそこからポンプアップしてそのタンクに水をためて、それからポット栽培のブルーベリーにかんがい設備をするということで設置をしたいという申請でありましたけれども、非常にコンパクトな形で設置をするということでありますので、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。別に問題ないと考えております。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理します。

以上で議案の審議を終了させていただきます。